

農地等利用最適化推進 施策に関する意見書

令和8年7月

宇和島市農業委員会

貴職におかれましては、本市の農業振興に積極的に取り組まれておられることに敬意を表しますとともに、当農業委員会の運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜っておりますことに、心より感謝を申し上げます。

当農業委員会は、「地域の農業は地域で守る」「農家所得の向上」を念頭に、農地の集積、新たな担い手の確保・育成、遊休農地の発生防止・解消を礎とする「農地等利用の最適化活動」に取り組んでいるところです。

さて、我が国の農業・農村地域を取り巻く情勢は、担い手の高齢化や後継者不足の深刻化に伴う遊休農地の増大、有害鳥獣による農作物への被害、異常気象に伴う農作物への悪影響など、非常に厳しい状況にあります。

さらには、円安や国際情勢による燃料費や農薬・肥料等の営農資材の急激な価格高騰などが、地域の農業経営へ深刻な影を落としています。

こうした農業を取り巻く状況が依然として厳しさを増すなか、当農業委員会としては、地域農業の担い手の、次世代への継承を目標とし、さらに農業者の新規参入や地域の中心的な担い手が営農規模拡大を図っていくことも支援していくこととしています。

そのためには、安定した収益が得られる農産物の生産支援、農地の基盤整備を強力に進め、「守るべき農地」を明確に示し、その農地の保全のための具体的かつ持続可能な施策を、率先して実行しなければならないと考えています。

私どもは、農業委員や農地利用最適化推進委員の日頃からの活動を通じて、地域の農業者と積極的に意見交換を行うことで、意欲ある農業者が将来に夢と希望を持って営農が持続できる施策を提言し、農地等の利用の最適化に向けて組織を挙げて邁進してまいります。

宇和島市の第1次産業就業人口比率は18%と県平均より高く、基幹産業の一つといえる農林水産業が、魅力ある産業として持続・発展を遂げていくことができるよう、次の事項を本市農業政策に反映していただきたく、「農業委員会等に関する法律第38条第1項」の規定により、意見書を提出いたします。

令和 8 年 7 月 6 日

宇和島市長 岡 原文 彰 様

宇和島市農業委員会
会 長 小清水 千明

1 農地の転用情報の共有について

- (1) 現在農業委員会においては、農地法第4条、5条転用（農地以外の利用）の現地調査・現地確認を行っているが、昭和の時代に住宅が建ったにも関わらず、転用されず未だに農地として登記されているものが存在する。
また、農業委員会事務局が管理する農地台帳は、住民基本台帳および固定資産課税台帳データとの突合により情報更新しているが、税務課が行う課税地目の変更行為において、農地台帳情報との齟齬が生じる場合がある。
土地の登記・名義変更が法制化された今、適正な管理および運用を行うため、課税地目の変更にかかる運用等について、市部局内での認識の共有と業務連携の必要性を感じるため、早急に対応されたい。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

- (1) 令和7年3月に策定した地域計画について、関係機関（市・県・JA等）や地域との協議の場を持ち、計画の共有とブラッシュアップを図ること。
- (2) 農業関係者に対し農地中間管理事業による利用権設定の活用、多面的機能支払交付金制度等の内容について周知を図り、活用を推進されたい。

3 新規参入者の促進について

- (1) 新規参入者向けの各種補助制度や税制面での優遇措置等を検討されたい。
特に、初期投資における、高額な農業用機械が占める割合は小さくなく、新規参入の大きな障壁でもあるため、補助・共有・リース等で負担軽減となる措置を検討されたい。
- (2) 当市農業の特徴や長所・支援策を市内外へ情報発信し、新規参入を検討する者が、地域に定着出来る施策を講じられたい。

4 若手農業者の充実した家庭環境の構築について

- (1) 地域農業の持続的な発展を担う存在である若手農業者の生活環境の向上、具体的には配偶者の確保を含む充実した家庭環境構築に対する支援体制の強化は、地域農業の基盤安定を図る上でも重要な要素であるため、農業従事者に特化した結婚相談の窓口設置や婚活支援、出会いの場の提供など、若手農業者が安心して将来を設計できるような支援施策を、関係機関との相互連携のもと検討されたい。

- (2) 付随して、若手農業者が家庭を築きながら、心身共に安定して農業に従事し、地域農業の発展に貢献できる環境を整備するため、前項3（2）同様支援施策を市内外へ情報発信し、新規参入を検討する者が、安定して地域に定着出来る施策を講じられたい。

5 農業振興施策について

- (1) 農作業に係る労力の軽減を図るとともに農業経営者の減少や高齢化に対応するため、ITやドローン活用等の新技術を積極的に導入、普及推進する施策を充実し、これに対する補助を検討すること。加えて、傾斜地営農で必要不可欠な単軌道運搬車（モノレール）の環境に配慮した電動化、軽量化の技術推進を、関係各所に働きかけをされたい。
- (2) 農業従事者が高齢となっても、営農継続することができる為の施策として、以下のことを求める。
- ①農用地の効率化(急傾斜地→平坦化への基盤整備)
 - ②園内作業道の新設や既存農道の舗装に対する補助
 - ③農業用水栓の確保
 - ④排水路の土砂掃除・撤去に対する支援

6 有害鳥獣被害対策について

- (1) 農業者にとって有害鳥獣対策は必要不可欠であることから狩猟者の捕獲意欲を維持する報償金制度や事務の簡素化、自ら農地を囲い守るための鳥獣被害防止総合対策事業等を始めとする現行の有害鳥獣対策について今後も取組が後退することがないように、必要な予算の確保を継続されたい。
- (2) 鳥獣被害防止総合対策事業等について、小規模な農地は対象外など、個々の農家が補助申請することが困難であるが、特に樹園地は周囲が離農し孤立した園地も増加していることから、採択要件の見直しを検討されたい。

7 災害復旧工事対応について

- (1) 平成30年7月豪雨災害をはじめとする各種災害にて被災した農地・農業インフラ等の復旧工事を早期完了されたい。特に、地元耕作者の意向を反映させた農地への復旧が出来るよう、市の支援継続を求める。

8 地球温暖化対策について

- (1) 日本の年平均気温は、ここ100年あたり1.40℃のペースで上昇し、真夏日や豪雨も増加傾向にある。農業生産の現場への様々な悪影響も然りで、果樹では浮皮果や日焼け果の増加等、温州みかんが南予地域の適作から外れてきている。コメで言う「にじのきらめき」など、温暖化に対応する果樹の新品種開発にかかる関係機関への積極的な働きかけをされたい。
- (2) これと同時に、地球温暖化に対応した生産技術の早期確立、並びに持続可能な農業施策の早急なる策定を推進されたい。

9 その他

- (1) 昔から雨の少ない旧三間地区は100近い溜池があり、その水は営農に不可欠なものとなっているが、その溜池を維持管理するインフラ設備（ポンプアップ施設等含む）の老朽化が進み、修繕費用は莫大なものとなっているため、受益者負担が少なく抑えられ、幅広く適用できる公的支援制度の充実を図られたい。
- (2) 道路や用排水施設等の農業用施設の長寿命化に向けた計画的な整備、修繕をされたい。また、地元対応が可能な場合の補助制度を検討されたい。
- (3) 現在、モノレールの補助については新規設置と性能向上のみであり、既存施設の補修や更新の補助はなく、このことが離農の原因になることもあるため、既存モノレールの補修等の支援について検討されたい。
- (4) 国・県の農業政策、補助制度について、農業者が真に必要なもの、求めているものとの乖離が多く見られる。それを解消するためには、現場の本当に今必要としていることを肌で感じ、それらを基により良い政策等を練るため、農業施策を担当する国・県の職員が現場に出向いたり、農家で研修等を行う制度(例：野菜－半年、果樹－1年)の制定を検討されたい。
- (5) 小規模農業者等への支援施策について、本市農業者の大多数は認定農業者でない小規模農業者であるが、本市の農地を守る重要な役割を果たしていることから、小規模農業者への支援は本市の農業振興にとって核のひとつであると考え。個々の小規模農業者の農業経営を安定させるため、支援の充実を図られたい。

以 上